傷病手当金付加金請求書・延長傷病手当付加金請求書の記入について

【事業主の記入例】

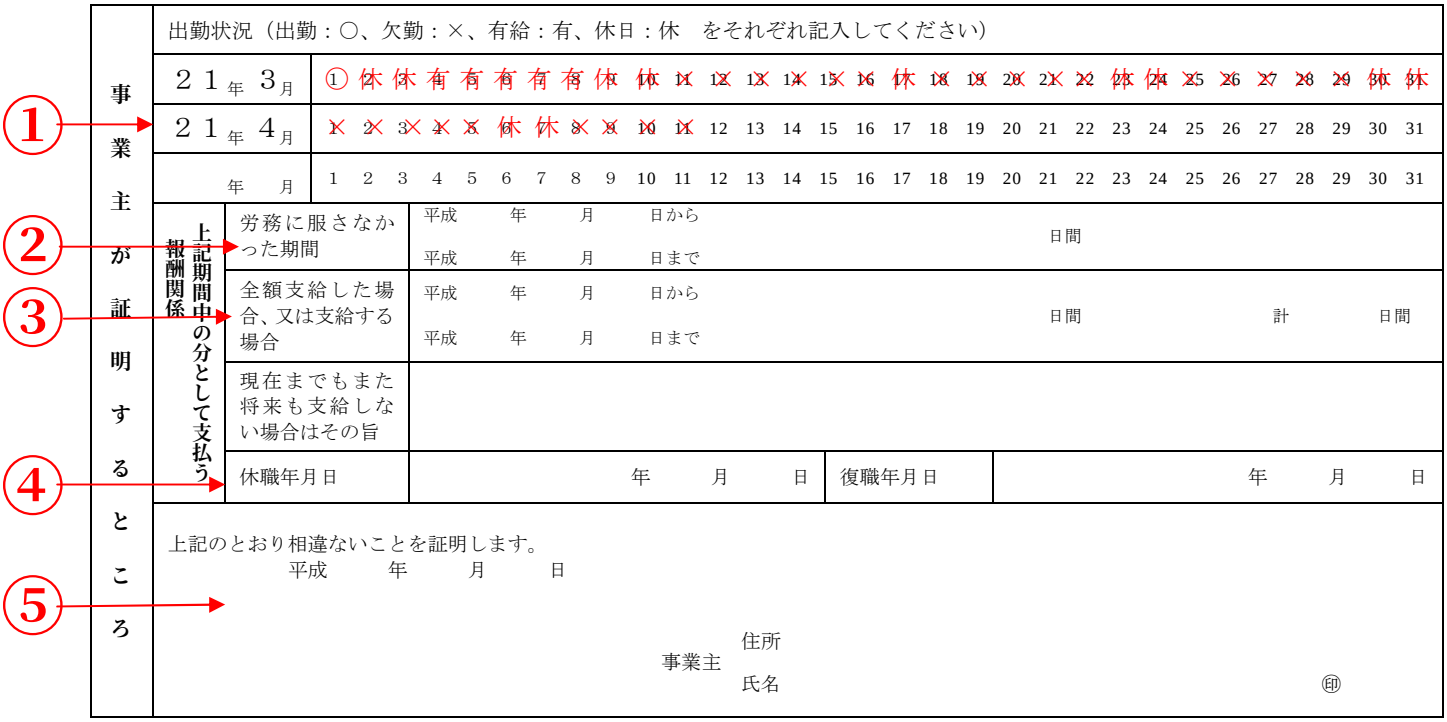

事業主が証明するところ

出勤状況（出勤：○、欠勤：×、有給：有、休日：休　をそれぞれ記入してください）

２１年３月	①	休	休	有	有	有	有	有	休	休	11	12	13	14	15	16	休	18	19	20	21	22	休	休	25	26	27	28	29	休	休
２１年４月	×	×	×	×	×	休	休	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
年　月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

上記期間中の分として支払う報酬関係

② 労務に服さなかった期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで　日間		
③ 全額支給した場合、又は支給する場合	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで　日間　計　日間		
現在までもまた将来も支給しない場合はその旨			
④ 休職年月日	年　月　日	復職年月日	年　月　日

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成　年　月　日 ⑤

事業主　住所

氏名　㊞

傷病手当金付加金・延長傷病手当付加金は本来休業中の給与補償として健康保険組合より支給いたしますので、申請する日数については、基本を１ヶ月とし、２ヶ月を限度として申請してください。

①出勤状況は医師の意見の「労務不能と認めた期間」に基づいて、数字の上に（出勤：○、欠勤：×、有給：有、休日：休）をそれぞれ記入してください。

注）早退した場合でも出勤とみなします。

・初回の申請は、有休や欠勤に続く休日も待機期間に数えます。（傷病手当金付加金は欠勤となった日からの支給となりますが、待機期間を３日間必要とすることから欠勤日を待機期間に数える場合もあります。）

・欠勤する１０日前頃から記入することで欠勤の初日から支給対象とすることができます。（ただし、医師の意見の「労務不能と認めた期間」に準じて記入してください。）

記入例として、医師の意見の「労務不能と認めた期間」が２月からでも、２月がすべて有休や出勤の場合は、３月から記入し、欠勤前の有休や休日も待機期間として数えますので、１１日からの支給となります。

②労務に服さなかった期間も、①の出勤状況と同様に、医師の意見の「労務不能と認めた期間」に基づき証明してください。

③『全額支給した場合、又は支給する場合』期間中に、出勤や有休など給与支給対象となる日があった場合は、その期間を記入してください。⇒傷病手当金付加金・延長傷病手当付加金の支給対象外とします。

④休職年月日・復職年月日が発令された場合は、その日を記入してください。

⑤証明年月日・事業主印を忘れずに記入・押印してください。

2009.10.08 版